

平成26年第 3 回定例会

(第 4 日)

平成26年 9 月 16 日

平成26年第3回平川市議会定例会議事日程（第4号） 平成26年9月16日（火）
午前10時01分開議

- 第1 議員提出議案第1号 平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案
- 第2 議案第85号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第86号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
議案第87号 工事の請負契約について
議案第88号 工事の請負契約について
議案第89号 市道路線の廃止について
議案第90号 市道路線の認定について
議案第91号 平成26年度平川市一般会計補正予算案（第3号）
議案第92号 平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第93号 平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第94号 平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第1号）
議案第95号 平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）
議案第96号 平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）
議案第97号 平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）
議案第125号 市有財産の処分について
- 第3 議案第98号 平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第99号 平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第100号 平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第101号 平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第102号 平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第103号 平成25年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第104号 平成25年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第105号 平成25年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
議案第106号 平成25年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

- 議案第 107 号 平成 25 年度平川市下水道事業会計決算認定について
議案第 108 号 平成 25 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 109 号 平成 25 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 110 号 平成 25 年度平川市荒田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 111 号 平成 25 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 112 号 平成 25 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 113 号 平成 25 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 114 号 平成 25 年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 115 号 平成 25 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 116 号 平成 25 年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 117 号 平成 25 年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 118 号 平成 25 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 119 号 平成 25 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 120 号 平成 25 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 121 号 平成 25 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 122 号 平成 25 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 123 号 平成 25 年度平川市館田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 124 号 平成 25 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 請願第 3 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願書

第 4-1 議員提出議案第 2 号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）の提出について

第 5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	欠	15	欠
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	欠
3	原田淳	10	欠	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	欠
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（6名）

8番 佐々木利正議員、10番 對馬 實議員、15番 古川昭二議員、
16番 成田敏昭議員、19番 福士恵美子議員、20番 古川敏夫議員

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾忠行	会計管理者	菊池孝夫
副市長	古川洋文	農業委員会事務局長	須藤俊弘
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	鳴海和正	平川診療所事務長	内山勝徳
市民生活部長	佐藤俊英	碓ヶ関診療所事務長	鈴木浩
経済部長	奈良進	監査委員事務局長	小山内功治
建設部長	櫻庭正紀	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	今英明	教育長	柴田正人
尾上総合支所長	樋口正博	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	工藤久富	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	鳴海景文	主幹兼議事係長	浅原勉
事務局次長補佐	福士雅信	主事	石岡奈々子

午前10時01分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
10番、對馬 實議員、20番、古川敏夫議員より、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。
ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
なお、説明補助員として、関係課長等が議場へ入ることを許可しておりますので、御了承願います。
また、報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

(「議長、経済部長」と呼ぶ者あり)

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。
先日の一般質問中、石田議員からの御質問で、平川市の信用保証制度を利用している企業の数は何件かというふうな御質問をいただきました。その際に私が、270件ほどとお答えいたしましたが、ちょっと資料を見る欄を間違いましてですね、信用保証料の額270万をその数字見てしましまして、正しくは83社であります。以上です。訂正願います。

○議長

はい、どうも。御苦労さまでした。
日程第1、議員提出議案の審議に入ります。
議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案を議題とします。
去る、9月12日、本案の賛成者でありました三浦純一議員及び桑田公憲議員より、賛成者の撤回の申し出がありました。
お諮りします。
議員提出議案第1号について、三浦純一議員及び桑田公憲議員より申し出がありました賛成者の撤回について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第1号について、三浦純一議員及び桑田公憲議員より申し出がありました賛成者の撤回について、承認することに決定しました。
それでは、これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。
7月27日の投票の補欠選挙にかかる費用について教えてください。
実際かかった費用でございます。

- （「だれに聞いているの」、「私」と呼ぶ者あり）
- 議長 選挙管理委員会委員長。
事務局長に答弁させてもいいですよ。
- 選挙管理委員会
委員長（内山久
人） 局長に答弁させます。
- 議長 選挙管理委員会事務局長。
- 選挙管理委員会
事務局長（白戸照
夫） 7月27日執行の補欠選挙の執行経費いくらかということでございますが、現時点で1,717万1,056円でございます。
- 議長 9番、工藤竹雄議員。
- 9番 再確認します。これあの千円以下ちょっと切り捨てて申し上げたいと思えますけれども、一応あの補正予算には2,839万6,000円。そしていまの報告のとおり費用は、1,717万1,000円。そして減額が1,122万5,000円と。
- そういうふうに理解してよろしいですか。これ千以下切り捨て、上下上げたり下げたりしてますけれども、千で終わってますけれども。それで間違いないかと思えますけれども、その点確認します。
- 議長 選挙管理委員会事務局長。
- 選挙管理委員会
事務局長（白戸照
夫） 減額ということですが、まだ減額の補正とかはやってはおりません。予算額は現時点で、あくまでも2,839万6,000円ということで御理解をお願いします。
- 議長 9番、工藤竹雄議員。
- 9番 減額ではないけれども、差し引き計算すると1,122万5,000円と。そういうことになりますね。差額です。
- 議長 選挙管理委員会事務局長。
- 選挙管理委員会
事務局長（白戸照
夫） 予算と現在の支出額の差額といたしますか、それは1,122万4,000円ということで御理解をお願いします。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 以上で質疑を終わります。
- 討論の通告がありますので、9番、工藤竹雄議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。
- 9番、工藤竹雄議員。
- 9番 議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について、反対討論を行います。
- いまやらなければならない一番の問題は何か。一日も早く議会が回復すること、市民の負託にこたえなければならないことであります。
- 議会及び議員の使命は、正しい情報を果たす責任義務があります。特

に、今回の補欠選挙で当選された議員は、住民の全体の代表である。公平にその権限を行使すべき立場にあることから、議員活動に支障を与えるほどの議員報酬の年間23%の削減、それも5年間は非常に重く、関係のない者に科するには、大きな問題が発生する恐れがあります。

減額による議員月額手取り金額19万円前後かと思う。合併前の町村時の金額に類似している。報酬を下げれば解決することではない。議員の活動は、市民ニーズにこたえなければならない。また、議員の消滅となりかねない。

7月27日投票の補欠選挙の費用は1,717万1,056円と確定し、補正額に対し1,122万4,944円の差額であります。提出議案の総額1億円の内訳は補欠選挙用として5千万円、事業に5千万円を使用とするが、根底から問題で根拠もなく、机上の空論に過ぎない、ひとり歩きしているだけで、利害関係が生ずる恐れがあります。

表決についても、定足数の半数以下の賛否は効力があるのか疑問。議員全員が出席し会議を開くことが理想であります。平成27年、31年の一般選挙において選ばれた議員に委ねて議論すべき問題であると思います。関係してない議員、補欠選挙に予定する者の権限及び発言自由の原則を阻むことはできません。

議会は二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割は、市民の負託に的確にこたえ、市民の福祉の向上及び豊かなまちづくりの実現を目指すことが議会の役割かと思えます。

議員、職員、市民一体となって新しい平川市を、進化した平川市を発信していくことを求め、議員各位の御理解、御賛同をいただきますように討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長

2番、石田昭弘議員。

○2番

(石田昭弘議員)

議員提出議案賛成についての意見を、リーダーのあるべき姿という観点から一言申し上げます。

まず、議員の仕事の一つには予算の審議・採決、二つには条例の作成、三つ目には一般質問での提案・追及などがあります。言葉を変えれば、市民に代わって行政が正しく行われているかをチェックする外部監査員的な役割があると言えます。

ですから、そこに求められる議員の姿勢としては、公正、公平、透明性、そして良識、良心であると思えます。

しかし、この度の公職選挙法違反の事件では、15人が逮捕されるという異常事態に発展し、議員としての姿勢はもとより、議会としての権威も大きく傷つき、信用が失墜したと言えます。

それゆえに、個人が犯した罪は個人が償うのは当然であります。議会としてもここまで事件が大きくなったことを考えたときに、反省と戒

めを込めて責任ある態度を示すべきであると私は思います。

これは決して感情論ではなく、リーダーとしては責任をとれる人のことであり、自分が犯した過ちではなかったとしても、自分のこととして受け止め、責任をとることこそがリーダーのあるべき姿と私は考えます。

よって、平川市民の皆様への謝罪と、平川市の未来を担う子どもたちへのメッセージの意味を込めて、議員提出議案に賛成いたします。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について採決します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長

6番、大川 登議員。

○6番

この議案に対しては、投票による採決を要望いたします。

(大川 登議員)

○議長

ただいま、大川議員より、採決の方法について投票による表決との意見がでました。

会議規則第71条の規定により、投票に賛成の方の確認をします。

お諮りします。

投票による表決に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

会議規則第71条の規定により、出席議員の5分の1以上の賛成がありますので、表決の方法は投票に決しました。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長

3番、原田 淳議員。

○3番

ただいま投票ということで決定になりましたが、記名投票でお願いしたいとそうのように思います。

(原田 淳議員)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長

6番、大川 登議員。

○6番

この投票は、無記名投票を要望いたします。

(大川 登議員)

○議長

両方の意見がありますので、会議規則第71条第2項の規定により、いずれの方法によるかを無記名投票で決します。

これより、表決方法について採決します。

記名投票によるべしとの要求について採決します。

この表決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席議員数は議長を除き12人です。
投票用紙を配布します。
(投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であります。
記名投票によるを可とする方は賛成と、否とする方は反対と記入の上、
点呼に応じて順次投票を願います。
なお、重ねて申し上げます。
投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。
(「議長、18番」と呼ぶ者あり)
- 議長 18番、齋藤英仁議員。
- 18番 議長、確認のためもう一度、議長の説明をお願いいたします。
(齋藤英仁議員)
- 議長 はい。
投票は無記名投票であります。
記名投票によるを可とする方は賛成、否とする方は反対と記入の上、
点呼に応じて順次投票を願います。
よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 事務局長に点呼をさせます。
- 議会事務局長 はい、そうすれば点呼いたします。
(鳴海景文) 1番、三浦純一議員。
(議長を除き出席議員の議席番号・議員名点呼、投票)
- 議長 18番、齋藤英仁議員。
- 議長 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

- 議場の閉鎖を解きます。
(議場開鎖)
- 議長 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に工藤輝昭議員、大川登議員、小野敬子議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、立会人は工藤輝昭議員、大川 登議員、小野敬子議員を指名いたします。
立会人の立ち会いをお願いいたします。
(立会人登壇、開票)
- 議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。
有効投票12票、
無効投票0票。
そのうち、
賛成票4票、
反対票8票。
以上のとおり、反対が多数であります。
よって、表決方法は無記名投票と決定されました。
これより、議員提出議案第1号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について採決します。
この採決は、無記名投票をもって行います。
議場を閉鎖します。
(議場閉鎖)
- 議長 ただいまの出席議員数は議長を除き12人であります。
投票用紙を配布願います。
(投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であります。
本議案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。
なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。以上であります。

○議会事務局長
(鳴海景文)

事務局長、点呼願います。

はい、それでは点呼いたします。

1番、三浦純一議員。

(議長を除き出席議員の議席番号・議員名点呼、投票)

18番、齋藤英仁議員。

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に工藤竹雄議員、齋藤政子議員、齋藤律子議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、立会人は工藤竹雄議員、齋藤政子議員、齋藤律子議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

(立会人登壇、開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、

無効投票0票。

そのうち、

賛成票5票、

反対票7票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本案は、否決されました。

暫時休憩いたします。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案の審議に入ります。

- 議案第85号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 13番、齋藤律子議員。
- 13番 (齋藤律子議員) 議案第85号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案ですが、まだまだその不明確なことがたくさんありまして、国の決めた新制度はいま経営者の中でも、それから事業者の中でも大きな不安材料となっています。
- そこで、この条例案の中に平川市独自の条項を加えておりますか、お知らせください。
- 議長 市民生活部長。
- 市民生活部長 (佐藤俊英) これは、ほぼ国の案どおりのものでございます。
- 議長 13番、齋藤律子議員。
- 13番 (齋藤律子議員) karoujite、その児童福祉法24条の1項が残ったわけですが、この児童福祉法24条1項をいかにすることが、保育の充実につながるということで、平川市の役割が今度大きく問われていくことになると思いますが、いまこの条例案だとそのまま国の定めたものをまねてと言ったらいいんでしょうか、そのままだということを知りました。
- 今後、またいろいろと平川市の子どもたちのために充実した内容にしていって欲しいと思うんですが、そのようなこととかはこの条例案をつくるときに議論などなかったのでしょうか。
- 議長 市民生活部長。
- 市民生活部長 (佐藤俊英) これを子育て会議の中で審議いたしましたところ、ほぼ平川市ではこれをあえて訂正する箇所はないということで、このような結果になってございます。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終わります。
- これより、討論を行います。討論ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第85号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- (賛成者起立)
- 議長 起立多数です。

- よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第86号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 13番、齋藤律子議員。
- これも議案第85号と同じに国の決めた、子ども子育て新制度で行われるわけですが、これに対しても市独自の条項を加えたところはあるでしょうか、お尋ねをいたします。
- 13番 (齋藤律子議員) 市民生活部長。
- 議長 こちらも、ほぼ国の基準どおりですが、国の基準の言葉の中にですね「離島等」とかという言葉が、ここら辺の地理にはそぐわない表現が1箇所ございましたので、それをですね「地理的条件」というふうに。こちらのほうでは僻地とかありますので、そこの条項を1箇所訂正したのみで、あとは変わりございません。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終わります。
- これより、討論を行います。討論ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第86号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- (賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
- よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第87号工事の請負契約についてを議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
- これより、討論を行います。討論ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第87号工事の請負契約について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。

- 13番
(齋藤律子議員)
- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第88号工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

くじ引きで、くじ引き参加ということですが、どういうくじ引きの方法をとったのでしょうか、契約に対してです。お知らせください。

総務部長。

くじ引きの方法ということでしたので、この場合、入札の金額が5者が同じということで、地方自治法施行令の第167条の9によりまして、くじ引きで行いました。

その中で、この業者については、入札については立会人が2人ということで、その中の1人の立会人がこの5者の中に入りましたので、そのほかこの5者については、直接契約に関係ない市役所の職員があと4名でありまして、まず最初にくじを引く順番を決めまして、それから順次くじを引いていったということでございます。

- 議長
- 9番
(工藤竹雄議員)
- 議長
- 総務部長
(古川鉄美)
- 議長

9番、工藤竹雄議員。

法的にはくじ引きと。

例えば、再度やり直しという条項はないんですか。

総務部長。

再度やり直しということでしたので、同価の人が二人以上の場合、くじ引きで決めると。そういうふうな施行令になっております。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長

以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長

討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長

異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議案第89号市道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長

討論を終わります。

議案第89号市道路線の廃止について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど、議案第88号の中で、私が工事の請負契約について採決しますという言葉を使い忘れましたので、いま訂正しますのでよろしくお願いいたします。
議案第88号それを入れて、原案のとおり決定ということになりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第90号市道路線の認定についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。
議案第90号市道路線の認定について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。
よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。
議案第91号平成26年度平川市一般会計補正予算案(第3号)を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。
はい。50ページの教育費、総合運動施設費の中の暖房の関係でちょっとお尋ねをいたします。
これ市長の公約の部分ですので。これいわゆるどのような工事、工事の請負費、部品でこれ790万2,000円ですか。これ同じ場所だと思っ
たんですけども、かかる費用だと思っただけですけども、どういう方法で
考えているのか、これ説明してください。

○議長
○教育委員会事務
局長(芳賀秀寿)

教育委員会事務局長。
今回補正でお願いしたい内容は、一塁側、三塁側の双方にベンチボックスみたいなものをつくりまして、その中でいわゆる待機している児童が暖をとれるということで、一応ダッグアウトのようなものを骨組みを

つくったものにビニールシートを張って、その中に野球、ソフト双方に20名程度が座って待機できるそういう暖房装置でございます。

暖房は、天井からの遠赤外線を吊るして、その室内にいる選手等を暖房するというふうなそういう仕組みでございます。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

ビニールシートにすると。骨組みをつくってですね、それで20名程度が入れると。ということは、どれぐらいの大きさなのか、もう一度聞きますけれども。

これビニールシートってそんなに暑さに効果がありますか。相当寒さに弱いと、私はそう思うんですけども。その点は、大きさも合わせて教えてください。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

現在のところダッグアウトは、横が8メートル、それから高さが2.7メートル程度のそういうものでございますが、あとビニールシートが暖房の効果がということでございますが、確かに熱源としてありますと暖房の効果は少ないのですけれども、いわゆる遠赤外線という、いわゆる化石燃料を焚いて、そのエネルギーを放出するというものと若干違いますので、それでも十分……、そう暖かくはならないけれども、冷え自体は遠赤外線でいわゆる暖房効果があるというふうなことを聞いてございます。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

大きさ、横、高さ。幅がなかったような感じしたんですけども。これ選手がそんなどころに入って、はたしていいのがなど。選手って常に私は、どういう人たちが入るかわからないけれど、動いでき、暖める。暖をとって暖めるんじゃないで。私、当初その関係者の、例えば保護者とかそういう関係者なのかなとそういう考えもしてました。

それで昨日、たまたまソフトボールの試合やりましたけれども、たいては保護者の方も少なかったし、ラウンジのほうに4、5人いたのかな。私はかえってラウンジを保護者が使って、選手そのものは活発な動きをさせてスポーツの体力をつけると。これが本当のスポーツマンだと思っております。

いままで10年以上もなんも暖もとってこないで、急に暖をとらせるってば、いまの子どもたちがやっぱり体が弱くなったのがなあという気もしないわけでもないんですけども、私、あんまりこれ好きじゃななだけれども、私、一般質問でもやっているからだけれども。

もう少しあんまりにも過保護ってばおがしいけれども、本当にこれ効果目があるのかな。20名もそこに暖をとるってことはさ、ほとんど暖をとるってことですよ。

野球だら野球、9人守って、あと20人程度、20人は暖をとらねけれども、入るだけのスペースということだんだんだけれども、ちょっと私、疑問

でならないけれども。

これ1年間の経費というのは、遠赤外線だからそんなにかがらないと思うんだけど、どのくらいのそれ経費なんかも考えているのか、いま合わせて何点か聞いたんだけど、幅の関係がら教えてください。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

先ほど、横幅が8メートル、高さ2.7メートルと言いましたが、奥行きは約2.5メートルでございます。

今回の暖房につきましては、いま工藤議員はそんなに云々とありますが、やはり野球、ソフトの選手はユニホーム姿でやりますと、やはりどうしても寒いときも、中が外気よりも冷えているという状況もありまして、そういった状況についてはやはり必要に応じて入れようということでございます。

いつも、ずっと入れているということではなくて、やっぱり寒いときにはそういったことも必要かなということで考えておまして、プラグ式ですので外気あるいは内気の温度を見ながら、必要に応じてスイッチを入れて対応したいなと思っております。

いま20人と言いましたが、実は野球、ソフトそれぞれ攻撃側と守備側でございますので、攻撃側のときどうしても守備側のほうはほとんど選手がグラウンド内に出るんでしょうけれども、攻撃側の場合はバッターボックス、それからネクストバッターボックス、せいぜいコチャー等ぐらしか出ないので、そういう待ちの側のときにダッグアウトに入って準備をしていただくと。そんな考えの暖房でございます。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第91号平成26年度平川市一般会計補正予算案（第3号）について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第92号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。
議案第93号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第93号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第1号)について採決します。
(「議長、92号じゃないですか」と呼ぶ者あり)
- 議長 93号です。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。
議案第94号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第94号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第1号)について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。
議案第95号平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第95号平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議案第96号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第96号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議案第97号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第97号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

- 議案第125号市有財産の処分についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第125号市有財産の処分について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「議長、13番、異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。
よって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。
日程第3、決算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。
決算特別委員会に付託した、議案第98号から議案第124号までの合計27件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
決算特別委員長登壇願います。
11番、齋藤政子議員、登壇。
（決算特別委員長登壇）
- 決算特別委員会
委員長（齋藤政子
議員） 本定例会において、決算特別委員会に付託されました議案27件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。
9月5日、議員全員をもって決算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長には齋藤律子委員が選任され、9月11日、12日の2日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。
議員全員による特別委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。
議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第99号平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、この3件については反対討論がありましたので、起立採決の結果、起立多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。
議案第101号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第105号平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件については、異議がなく原案のとおり認定すべきものと決しました。
次に、議案第106号平成25年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、異議がなく原案のとおり可決すべきもの及び認定すべきものと決しました。

議案第107号平成25年度平川市下水道事業会計決算認定についてから議案第124号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまでの18件については、異議がなく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

平成26年9月16日、決算特別委員会委員長、齋藤政子。

(決算特別委員会委員長降壇)

○議長

決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

決算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、5番、工藤輝昭議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

5番、工藤輝昭議員。

○5番

(工藤輝昭議員)

議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

平成25年度一般会計の決算は、翌年度への繰り越し財源が2億612万円、実質収支額は2億5,269万2,000円となり、そのうち2億円を財政調整基金として積み立てをするという決算内容となっています。

このことが良いのか悪いのかは別として、今回の1番の反対の理由は教育費、保健体育費の野球場等整備工事に関する決算と、総合運動施設第2期工区等に関する決算が反対の大きな理由です。

不透明な正しくないやり方と言わざるをえません。これまでの市当局の説明やそれに対する質問の答弁を考えても、到底納得できるものではなく、市職員、担当課の努力や優れた政策をも帳消しにするほどの不認定に値する事項であると判断をしました。

よって、議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について反対をします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、3番、原田 淳議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

3番、原田 淳議員。

○3番

(原田 淳議員)

議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

一般会計の歳入総額が182億2,696万円、歳出総額が177億6,814万8,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、2億5,269万2,000円であり、うち2億円を財政調整基金へ組み入れております。

その内容をみますと、年々増加している福祉関係の扶助費に32億6,700万円を支出し、一方では防災無線施設整備事業、おのえスポーツセンター野球場等整備事業や第2期平賀総合運動施設整備事業など大型事業を

はじめとする普通建設事業費が25億を超えることとなり、市民生活の環境整備を促進するとともに地域経済の活性化に大きく寄与したものと評価しております。

さらに台風18号被害の対応といたしまして、行政の迅速な復旧活動を行っていただき、その復旧事業費として1億6,100万円ほどの事業執行がなされましたことは、まことに感謝申し上げる次第であります。

また、常に財政規律を意識した取り組みとして、1億7,000万円の繰上償還が実施され、一層の財政健全化に向けた取り組みが実現できましたことは、市当局ならびに市民各位の努力の賜物だと思えます。

今後とも、健全な財政運営を期待するとともに、あわせて市民の幸せに一層邁進していただきますようお願いを申し上げまして、平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第98号平成25年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

この採決は起立により採決します。

本案を、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第98号は、認定することに決定されました。

議案第99号平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、5番、工藤輝昭議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

5番、工藤輝昭議員。

○5番

(工藤輝昭議員)

平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

平川市の国民健康保険特別会計は歳入においては、収入未済額、滞納繰越分、不納欠損額等をみても、厳しい状況にあることは、察するにあまりあります。

国保税の収納率が県内10市と比べても高い水準にあるとのことですが、滞納世帯数をみても税を支払う側からすれば、担税能力を超える大変な重税という認識を持っています。

市民の命と健康を守る観点からも、社会保障としての目的に沿った改革を望むものとし、議案第99号平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対をします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、6番、大川 登議員の

賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

6番、大川 登議員。

○6番
(大川 登議員)

議案第99号平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険を取り巻く環境は、構造的な脆弱さに加え、長期の景気低迷による低所得者層の増加、被保険者の高齢化などにより大変厳しい状況にあります。

このような中、本市の国民健康保険事業の平成25年度決算は、歳入においては、財政調整基金より1億2,300万円を取り崩して、財源不足に充てるなど厳しい状況にあるものの、保険税の収納状況については、県内10市の中で最も高い収納率を維持し、その経営努力が認められます。

一方、歳出においては、保険給付費について対前年度比2.2%の伸びで増加傾向にあるものの被保険者が安心して医療給付が受けられ、健康の保持増進のため、保健事業が適正に実施されるなど健全な国保事業の運営が図られていることから、本案について賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第99号平成25年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

この採決は起立により採決します。

本案を、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第99号は、認定することに決定されました。

議案第100号平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、5番、工藤輝昭議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

5番、工藤輝昭議員。

○5番
(工藤輝昭議員)

平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

担当課の綿密な予算執行に対する日ごろの努力に対しては、認めるところではありますが、3年ごとに変わる事業計画で介護保険料は毎回引き上げとなり、被保険者を苦しめています。その上、年金の引き下げが行われ介護サービスの抑制の実態もあることから、制度に対する抜本的な国の改革が行われない限り、悪循環は繰り返されていくばかりです。

よって、議案第100号平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をします。

- 議長 次に原案に賛成の討論の通告がありますので、9番、工藤竹雄議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。
- 9番 (工藤竹雄議員) 9番、工藤竹雄議員。
議案第100号平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。
平成25年度の介護保険特別会計決算は、介護を必要とする高齢者やその家族が安心して暮らすために必要な介護サービスが確保・給付される一方、地域支援事業の展開により要介護者とならないための介護予防にも積極的に取り組んできたことが伺えるものであります。
その結果、平成25年度においては、認定者数も受給者数もその伸び率が、減少してきたと聞いております。このことは、市の展開する施策が少しずつ成果を上げてきていると考えるものであります。
よって、本会計の決算の認定の件については、適正な予算執行が行われたものと評価し、賛成いたします。
議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。
- 議長 ほかに討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第100号平成25年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。
委員長報告は、認定すべきであります。
この採決は起立により採決します。
本案を、認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
よって、議案第100号は、認定することに決定されました。
議案第101号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第101号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。
委員長報告は、認定すべきであります。
本案を、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第101号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。
議案第102号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別

会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第102号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議案第103号平成25年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第103号平成25年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議案第104号平成25年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第104号平成25年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議案第105号平成25年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○議長

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第105号平成25年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議案第106号平成25年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第106号平成25年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について採決します。

委員長報告は、原案可決及び認定すべきであります。

本案を、委員長報告のとおり原案のとおり可決すること及び認定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第106号は、委員長報告のとおり原案のとおり可決すること及び認定することに決定されました。

議案第107号平成25年度平川市下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第107号平成25年度平川市下水道事業会計決算認定について採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第107号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、財産区一般会計歳入歳出決算認定議案であります議案第108号から議案第124号の17件について、会議規則第35条の規定により一括議題と

- したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第108号から議案第124号の17件について、一括議題といたします。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
それでは、議案第108号から議案第124号の17件を一括採決いたします。
委員長報告は17件とも認定すべきであります。
委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第108号から議案第124号の17件は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。
日程第4、請願第3号政府による緊急の過剰米処理を求める請願書を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
請願第3号政府による緊急の過剰米処理を求める請願書について採決します。
本案を、採択することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、請願第3号は、採択と決定されました。
暫時休憩いたします。
- 午前11時34分 休憩**
午前11時36分 再開
- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいま配布しましたとおり、齋藤律子議員ほか1名より、議員提出議案1件が提出されました。
お諮りします。
議員提出議案第2号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)

の提出について、この1件を会議規則第21条の規定により、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

議員提出議案第2号を、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第4の1、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

この件につきましては、先ほど、請願第3号が本会議において、採択された案件に関するものです。

提案者の提案理由を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇。

(齋藤律子議員登壇)

○13番

(齋藤律子議員)

議員提出議案第2号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)の提出について。それでは御説明を申し上げます。

いまだどんな立場の農家であれ、頭を痛めている問題は米価が大暴落傾向にあることです。このことは稲作農家の最も切迫した要求ともなっています。地域のJAには低い概算金に対する農家からの怒りの声が寄せられており、集荷と販売での苦悩が広がっています。

また、在庫を抱え先行きのない低い米価に苦しむ米業者は、「米をつかって飯が食えないのは農家だけではない。米屋も米を売って飯が食えない。」と苦悩しています。卸も経営規模の大小を問わず、経営への打撃が深刻となっています。

主食、米を守る願いは、国民的課題となっているいま、米価の暴落は平川市の稲作農家や市経済にも大きな影響を及ぼす問題であることから、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書を提出するものです。

平川市議会満場一致での可決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。以上です。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第2号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)の提出について採決します。

○議長

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書案が可決されましたが、会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

始めに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任委員長などより、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長などの申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査の内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成26年第3回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時43分 閉議及び閉会